

■ 共通事項

《様式について》

- Q1：様式で共通様式とほぼ同じのものはそれを使用し、町HPの様式でなくてもよいか。
町指定様式の内容がすべて記載されているものであれば構いません。

《申請書類等に押印する印鑑について》

- Q2：申請書類等に押印する印鑑は「使用印」と「実印」のどちらですか？
各業種の様式1～4は実印で申請してください。その他の様式については使用印でかまいません。

《消費税及び地方消費税の納税証明書（国の納税証明）について》

- Q3：「消費税及び地方消費税の納税証明書（国の納税証明）」は、どの様式を提出するのですか？

法人の場合は、納税証明書「その3」または「その3の3」、個人の場合は「その3の2」です。

- Q4：納税証明は「その3」を提出すれば全項目が載っているので「その3の3」は出さなくてもよいのでは？
お見込みのとおりです。

《税の滞納がないことがわかる証明書（「滞納のない証明書」等）について》

- Q5：「本店」と「委任先支店」が異なる市町村にある場合、どちらで証明をとればよいのでしょうか？
「委任先支店」のある自治体で証明をとってください。

《完成工事高、売上高等の記載方法について》

- Q6：「完成工事高」や「売上高」等を記載する箇所において、税込み、税抜き
のどちらで記載するのでしょうか？
免税業者は税込み、課税業者は税抜きとなります。「建設工事」の場合、様式7『工事経歴書』もこの区分により作成してください。

《特別徴収について》

- Q7：会社が社長1人で経営をしているため様式11『個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書』は提出しなくてもよいですか？
申請される事業所は、いかなる場合でも当該書類は提出してください。
特別徴収の対象とならない事業所は、様式11『個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書』の該当番号2に○をつけて提出してください。

Q 8 : 特別徴収に取り組んでいる三股町外の業者ですが、領収書のコピーはどの自治体のものを添付すればよいですか？

三股町への納付義務がない場合は、本社または委任先で納付している、いずれかの自治体の領収書1枚を添付してください。

Q 9 : 特別徴収を口座振替にて納付していますが、何を添付すればよいですか？

事業所として特別徴収に取り組んでいることがわかる書類のコピーを添付してください。

例) 自治体から送付された特別徴収に関する通知書、自治体から会社宛てに、年度初めに送られてくる「個人住民税の課税決定通知」

Q10 : 特別徴収を関連会社がまとめて行っているので、我が社として特別徴収実施を証明する書類がないのですが、どうすればよいですか？

特別徴収業務を行っている関連会社による証明（任意様式）を添付してください。

Q11 : 個人住民税の特別徴収の領収証書を「1期分」を添付することとありますが、「1期分」とは、「1カ月分」という解釈でよいのでしょうか？

お見込みのとおりです。

■ 建設関連（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

Q12 : 技術者の数・経歴はいつ時点を基準日としますか？

申請書の提出時点での数を記載して下さい。

Q13 : 技術者の経歴は、いつからいつまでのものを記載するのでしょうか？

おおむね直近1年間の経歴で構いませんが、それ以前のものを記載しても問題ありません。

Q14 : 県外の業者ですが、宮崎市に営業所があり委任する場合、提出ファイルの色は、黄色（県内業者）でよいですか？

お見込みのとおりです。

Q15 : 三股町外の業者ですが、三股町の営業所に委任をする場合、町内業者として申請してよいですか？

「町内業者」は、町内に本店を有する事業所としているため、町外業者で申請してください。

《建設工事》

Q16 : 経営審査通知書（P）が現在申請中で、新しいものが届いていないので

すがどうすればよいのでしょうか？

直近のもので提出し、現在申請中であれば受付印のある申請書のコピーを添付してください。新しいものが届き次第、写しを送付してください。

Q17：様式2 A『一般(指名)競争入札 参加資格審査申請書(建設工事)』の「資本金」の欄について、経審の金額と登記簿の金額のどちらを記載すればよいですか？

登記簿の資本金の額をご記入ください。

Q18：様式2 A『一般(指名)競争入札 参加資格審査申請書(建設工事)』の「完成工事高」「売上高」の欄について、どの金額を記載すればよいですか？

『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の内容をご記入ください。』

《測量・建設コンサルタント等》

Q19：様式2 B-1『一般(指名)競争入札 参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)』において、様式に記載のない資格や部門はどうすればよいですか？

様式下部の空欄をご利用ください。

Q20：様式2 B-2『業態調書(測量・建設コンサルタント等)』の「有資格者数」において、1人の職員が複数の資格を持っている場合、表の最後の「合計」欄は、重複計上(ダブルカウント)となってしまうが、問題ないでしょうか。

問題ありません。

Q21：様式6 B『技術職員名簿』において、会社独自で技術者の一覧を持っているのですが、それを提出してもよいでしょうか？

町指定様式の内容がすべて記載されているものであれば構いません。

■ 役務(清掃・警備・貯水槽清掃等維持管理業務)

Q22：役務(工事の資格)について、様式2 C『一般(指名)競争入札 参加資格審査申請書(清掃・警備・貯水槽等維持管理業務)』の「3. 参加希望業種および許可等を受けている業務等の情報」欄に該当する業種(資格)がありません。

様式下部に空欄を設けてありますので、そちらにご記入ください。

■ 物品の製造・販売等

Q23：物品の分類表の区分にあてはまる業種がありません。

「62 その他」を選択して取り扱い物品を記入してください。